

事 務 連 絡

平成28年8月31日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）

国民健康保険主管課（部）

都道府県後期高齢者医療主管部（局）

後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

「特定保険医療材料及び医療機器保険適用希望書（希望区分B）に
記載する機能区分コードについて」の一部改正について

標記については、今般、「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件」（平成28年厚生労働省告示第329号）が公布され、平成28年9月1日から適用されることに伴い、「特定保険医療材料及び医療機器保険適用希望書（希望区分B）に記載する機能区分コードについて」（平成28年3月4日事務連絡）を次のように改正し、平成28年9月1日から適用することとしたのでお知らせいたします。

記

1 別表Ⅱ区分021⑥の次に次のように加える。

⑦ 末梢留置型中心静脈カテーテル・造影剤高圧注入可能型

① 標準型

ア シングルルーメン

イ マルチルーメン

B00202107011

B00202107012

② 特殊型（Ⅰ）

ア シングルルーメン

B00202107021

イ マルチルーメン

B00202107022

③ 特殊型（Ⅱ）

ア シングルルーメン

B00202107031

イ マルチルーメン

B00202107032

2 別表Ⅱ区分059⑥の次に次のように加える。

⑥ その他の関節固定用材料用部品

B00205906

3 別表Ⅱ区分094②を次のように改める。

② 永久留置型

① 標準型

B0020940201

② 特殊型

B0020940202

4 別表Ⅱ区分133(20)を次のように改める。

(20) 体温調節用カテーテル

① 発熱管理型

B0021332001

② 体温管理型

B0021332002

5 別表Ⅱ区分155を次のように改める。

155 植込型心電図記録計

① 標準型

B00215501

② 特殊型

B00215502

6 別表Ⅱ区分189の次に次のように加える。

190 人工中耳用材料

① 人工中耳用インプラント

B00219001

② 人工中耳用音声信号処理装置

B00219002

③ 人工中耳用オプション部品

B00219003

行

(別表)

Ⅱ 医科点数表の第2章第3部、第4部、第5部、第6部、第9部、第10部、第11部及び第12部に規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及び機能区分コード

	機能区分	機能区分コード
001～020 (略)		
021 中心動脈用カテーテル (1)～(6) (略) (新設)		
022～068 (略)		
059 オブション製品 (1)～(6) (略) (新設)		
069～093 (略)		
094 気管・気管支ステント (1) (略) ② 永久留置型	B002 094 02	
095～132 (略)		
133 血管内手術用カテーテル (1)～(19) (略) (20) 体温調節用カテーテル	B002 133 02	
(21)、(22) (略)		
134～154 (略)		
155 腸拡張心電図記録計 (新設)	B002 155	
156～189 (略) (新設)		